

# 電子申告・納税の 利用拡大について



令和4年11月

東京国税局 企画課

# 電子申告・納税の利用拡大について

---

- 1 「オンライン利用率引上げに係る基本計画」について
- 2 法人税申告（添付書類の電子化）
- 3 相続税申告
- 4 電子納付（キャッシュレス納付）
- 5 e-Taxを利用した申告等の周知について（協力依頼）

# **1 「オンライン利用率引上げ に係る基本計画」について**

# オンライン利用率引上げに係る基本計画について

## 【オンライン利用率目標値等】

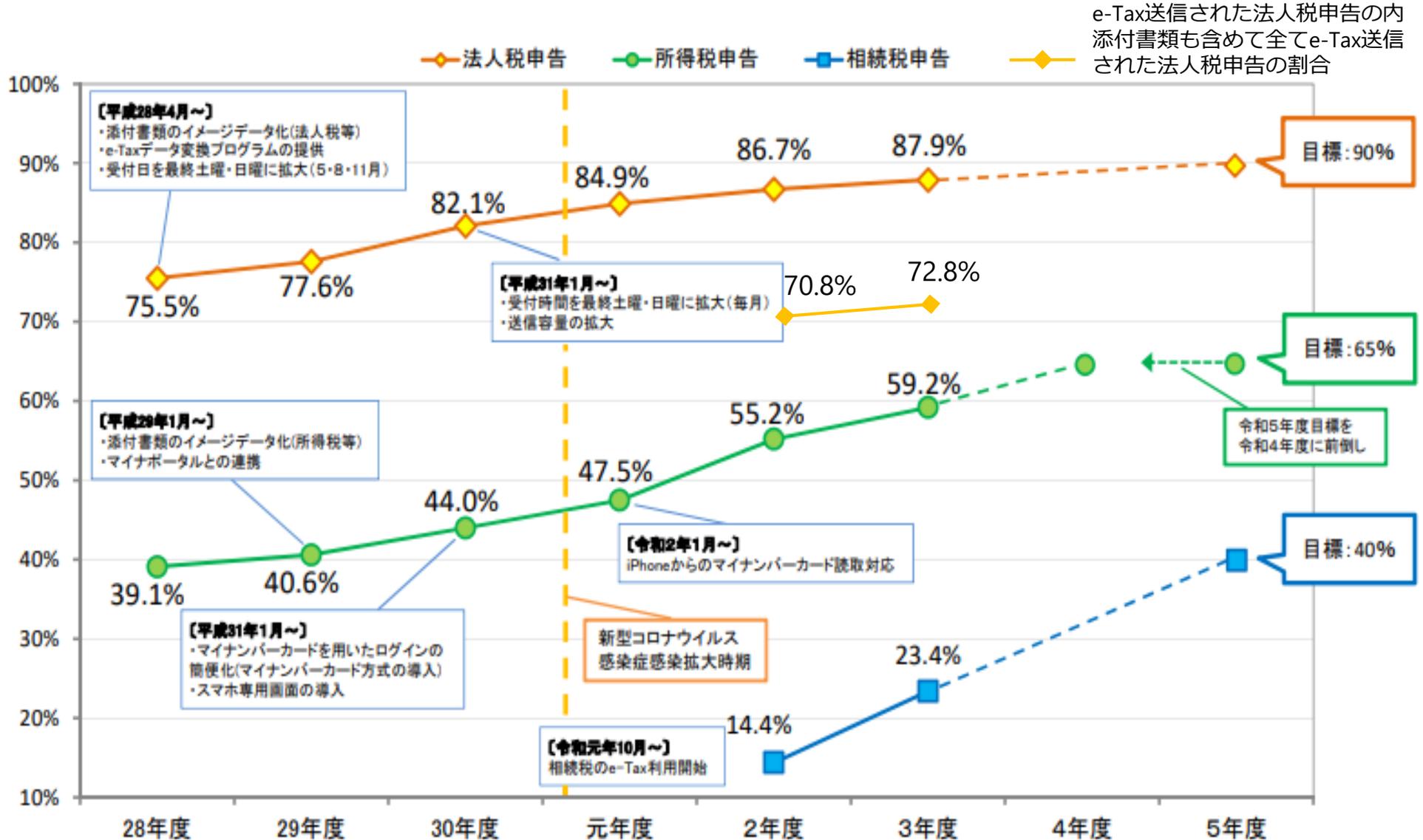
手続	令和3年度 利用率	令和5年度末 目標	手続	令和3年度 利用率	令和5年度末 目標
法人税申告	87.9%	90.0%	青色事業専従者給与に関する届出（個人）	47.0%	—
消費税申告(法人)	88.7%	90.0%	所得税の青色申告の取りやめ	24.7%	—
所得税申告	59.2%	65.0% <sup>※1</sup>	所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出	37.3%	—
消費税申告(個人)	68.4%	75.0%	消費税課税事業者届出	51.0%	—
相続税申告	23.4%	40.0%	消費税の納税義務者でなくなった旨の届出	61.9%	—
贈与税申告	60.4%	—	給与所得の源泉徴収票(同合計表)	69.3%	—
印紙税申告(書式表示)	64.2%	—	給与支払事務所の開設・移転・廃止の届出	21.4%	—
内国普通法人等の設立の届出	56.4%	—	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請	70.6%	—
青色申告書の承認の申請(法人)	61.7%	—	納税管理人の届出	7.6%	—
異動事項に関する届出(納税地等の異動)(法人)	82.7%	—	更正の請求	31.1%	—
異動事項に関する届出(事業年度等の変更)(法人)	82.7%	—	酒類の販売数量等の報告	13.0%	—
事前確定届出給与に関する届出(法人)	82.9%	—	「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等の報告	13.5%	—
個人事業の開業届出・廃業等届出	24.3%	—	国税納付手続 <sup>※2</sup>	32.2%	40.0%
所得税の青色申告承認申請	37.4%	—	納税証明書の交付請求	12.9%	20.0%

※1 所得税申告の目標値は令和4年度末のものであります。

※2 国税納付手続のオンライン利用率はキャッシュレス納付割合を指し、また、目標値は令和7年度末のものであります。

※3 目標値が「—」となっている手続については、オンライン利用率を引き上げるための基本計画で目標値は定められていませんが、利用率向上に向けた取組を実施していきます。

# e-Tax利用率の推移



※ 所得税申告については、確定申告会場で申告書を作成しe-Taxで提出した分を含む。

# 申告・納税はe-Taxで手続きを!!

## e-Taxのメリット

### (事業者の方)

- ・データ化した申告書等をインターネットを利用して提出できるため、事務処理全体の効率化、ペーパーレス化につながります。

### (所得税の確定申告をされる方)

- ・税務署に行かずに自宅から申告できます。
- ・生命保険料控除証明書などの添付書類は、記載内容を入力・送信すれば提出や提示が不要です。※1
- ・自宅からe-Taxで提出された還付申告は、3週間程度で還付されます。
- ・確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能です。※2

※1 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出や提示を求められることがあります。 ※2 メンテナンス時間を除きます。

### (納税証明書の交付を請求される方)

- ・税務署窓口に行かずに請求から受取まで非対面でできます。
- ・電子納税証明書 (PDFファイル形式) では、電子データで何度でも使用でき、書面で何枚でも印刷できます。
- ・手数料がオトクです (1税目1年度1枚あたりe-Tax : 370円 書面 : 400円)。



自宅・事業所から申告・納税が可能となり、税務署に行く手間が不要になります。



データ化した申告書等の送信により、事務処理全体の効率化、ペーパーレス化につながります。



納税証明書の交付請求手数料が、書面請求の場合より安価です。  
(400円→370円)

## **2 法人税申告 (添付書類の電子化)**

# イメージデータによる添付書類の提出

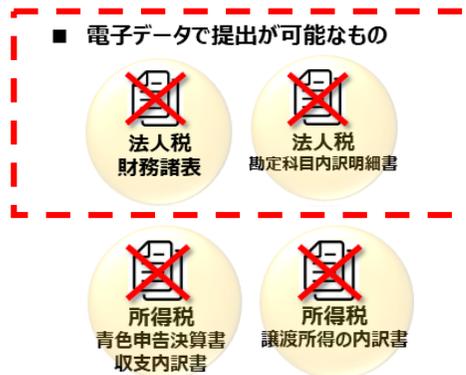
## 添付書類はイメージデータによる提出が認められます

e-Taxを利用して申告、申請・届出等を行う場合、別途郵送や税務署の窓口で書面により提出する必要がある添付書類について、書面による提出に代えて、イメージデータ（PDF形式）により提出することができます。

## 一部対象外の添付書類もあります

以下の書類については、イメージデータによる提出が認められません。

これらの書類をイメージデータにより提出した場合は、その提出が無効となり、改めて電子データ（XML形式等）又は書面による提出が必要となります。



■ 所得税申告で記載内容を入力して送信することで添付を省略可能なもの



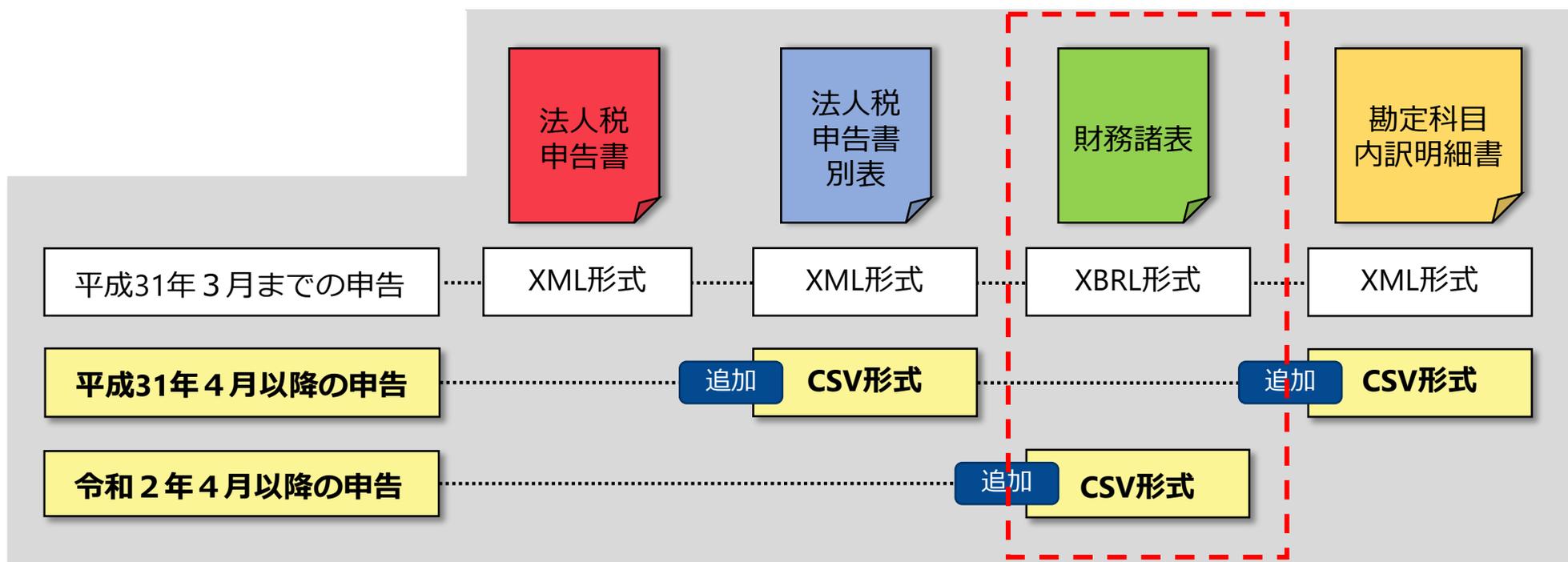
■ 原本への割印が必要となるなど手続の特性上、書面提出が必要なもの



※ これらの書類は一例です

# 各帳票のデータ形式

法人税の申告においては、送信する各帳票についてデータ形式がXML形式及びXBRL形式に限られていましたが、平成30年度税制改正により、別表及び財務諸表、勘定科目内訳明細書については、CSV形式による提出が可能となりました。



# 財務諸表のデータ形式の柔軟化

## X B R L 形式の財務諸表

財務情報を効率的に作成、流通及び利用できるよう、国際的に標準化されたコンピュータ言語。検索・分析・機械判読が可能。

- ・ 国税庁が指定する税務用財務諸表タクソノミ（分類）に基づいて作成
  - ・ 独自の様式や勘定科目を設定することができない
- 【例】 ×：現金・預金    ○：現金及び預金

## C S V 形式の財務諸表

エクセル等の表計算ソフトから作成可能な、各項目のデータをカンマで区切ったテキスト形式のファイル

- ・ 企業が使用している勘定科目をそのまま使用することができる
- ・ 一度作成したExcel形式のデータ(C S V形式で保存する前のもの)を保存しておくことで、翌期以降は事業年度や金額等の変更箇所の書き換えを行うだけで容易に作成することができる

# ベンダソフトで財務諸表を作成・送信する方法

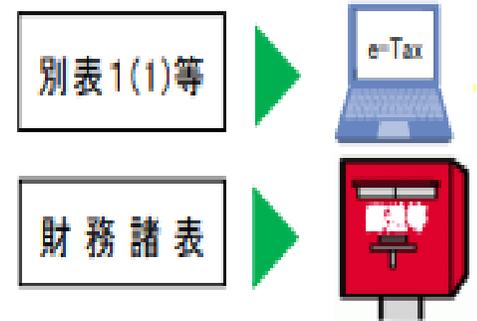
税務申告ソフト等の多くは、他社会計ソフトで作成された決算書や仕訳等のデータを取り込む機能を有しています。

使用している税務申告ソフト等に決算書等のデータを取り込むことができれば決算書等の財務諸表（XBRL形式）を申告書と一緒に提出できます。

詳しくは、ベンダ（サポートセンター等）にお問い合わせください。



作成した財務諸表をXBRL形式に変換するための調整作業が煩雑（例えば、使用するソフトウェアに適合するように勘定科目の順番や名称を変更する等の作業が必要）であり、財務諸表を書面で提出しているケースがある。



## ○ 法人が作成した損益計算書

### <法人使用の勘定科目>

東京支店売上高	300,000	⇒
大阪支店売上高	200,000	⇒
その他売上高	100,000	⇒
売上高合計	600,000	600,000

### <e-Tax上の勘定科目>

フランチャイズ売上高  
フランチャイズ売上高  
管理収入

# C S V形式で財務諸表を作成・送信する方法



財務諸表をデータ変換するための調整作業が軽減されます。

①	作成済みのExcel形式(エクセル)の財務諸表を加工し 国税庁公表の <u>勘定科目コード等を記録して作成</u>
②	<u>勘定科目コード検索ツール</u> を使用し 勘定科目の <u>検索と同時に作成</u>
③	国税庁が公表している <u>標準フォーム</u> に 科目ごとの <u>金額等を記録して作成</u>

作成した財務諸表は、対応するベンダソフトやe-Taxソフトで提出できます。

# C S V形式の作成方法①の利点・留意点

## ① Excel形式の財務諸表を加工して作成

利 点

企業や税理士が作成したExcel形式の財務諸表を加工することにより、勘定科目の並び替えが不要。

留意点

勘定科目コード、行区分及び階層番号等を入力する必要があり、入力誤り(特に、勘定科目コード)に注意を要する。

# C S V形式の作成方法②の利点・留意点

## ② 勘定科目コード検索ツール (Excel形式) を 使用して作成(B/S、P/Lのみ)

利 点

勘定科目を入力し、業種を選択することで勘定科目コード、行区分及び階層番号が自動表示され、同時にC S Vデータを作成することが可能。

留意点

勘定科目の検索（一括検索）は、完全一致した結果のみ表示される(部分一致不可)。  
該当がない場合は、勘定科目コード表を併せて参照し、類似した勘定科目を探す必要がある。

# 勘定科目コード検索ツールの掲載場所

【参考】 e-Taxホームページ掲載場所

TOP > 「法人の方」 > 「利便性向上施策等」

> 「⑥財務諸表のデータ形式の柔軟化」欄の「財務諸表のCSV形式データの作成方法」

法人の方

法人の方

法人の方

金融機関の方

地方公共団体の方

月・土・日・休祝日 8時30分~24時

※ メンテナンス日を除きます。

詳しくはこちら





 [サイトマップ](#) [よくあるご質問](#) [お問い合わせ](#) 文字サイズ **標準** 大 [ログイン](#)

[個人の方](#) [法人の方](#) [電子納税](#) [お知らせ](#) [利用可能時間](#) [各ソフト・コーナー](#)

[ホーム](#) > [法人でご利用の方](#) [本文へ](#)

## 法人でご利用の方

- トピックス
- ご利用の流れ
- 参考情報

### トピックス

**大法人の電子申告義務化について**

[>](#)

**利便性向上施策等**

全ての法人を対象とした利便性向上施策等を掲載しています(CSV形式の提出等)。

[>](#)

**金融機関の方へ**

NISAコーナー、FATCAコーナー、CRSコーナーがご利用いただけます。

[>](#)



## 利便性向上施策等

### 利便性向上施策等一覧

施策名	概要	対象税目	適用開始時期（予定）
	<p>⑥ <a href="#">財務諸表のデータ形式の柔軟化</a> </p> <p>現状のデータ形式（XML形式）に加え、CSV形式による提出が可能となります。</p> <p>CSV形式データの作成に当たっては、「<a href="#">CSV形式データ作成に当たっての留意事項</a>」をご確認いただき、作成・提出をお願いします。なお、国税庁から「勘定科目コード」及び「標準フォーム」を提供しておりますので、「<a href="#">財務諸表のCSV形式データの作成方法</a>」をご確認ください。</p> <p>(注) <a href="#">ファイル形式を定める国税庁告示(平成30年国税庁告示第14号)</a>の概要 </p>	法人税	令和2年4月以後の申告



### (参考)

[財務諸表のCSV形式データの作成方法](#)

[動画による財務諸表のCSV形式データの作成方法](#) 

[財務諸表のデータ形式の柔軟化（CSV形式）についてよくある質問](#)



## 財務諸表のCSV形式データの作成方法

- ▼ (1) 概要
- ▼ (2) 各標準フォーム等
- ▼ (3) CSV形式データ作成に当たっての留意事項
- ▼ (4) 財務諸表CSV形式データの具体的な作成方法
- ▼ (5) 勘定科目コード検索ツール
- ▼ (6) CSVファイルチェックコーナー
- ▼ (7) 財務諸表のCSV形式データの提出方法
- ▼ (8) よくある質問



### 勘定科目コード検索ツール

	① 個別検索	② 一括検索
貸借対照表	<u>個別検索（貸借対照表）</u> EXCEL	<u>一括検索（貸借対照表）</u> EXCEL
損益計算書	<u>個別検索（損益計算書）</u> EXCEL	<u>一括検索（損益計算書）</u> EXCEL

# 勘定科目検索ツール

- ① 類似する勘定科目コードの検索が可能な「個別検索」
- ② 複数の勘定科目コードの同時検索が可能な「一括検索」

## ポイント

- ・ 検索時に入力する数字や括弧は、全角・半角いずれを入力しても検索結果に影響はありません（①・②）。
- ・ 検索した勘定科目及び検索結果は「CSVデータ作成」シートに転記されますので、これを利用してCSVデータを作成することができます（②）。

# C S V形式の作成方法③の利点・留意点

## ③ 標準フォーム(Excel形式)を使用して作成

利点

金額及び勘定科目を並べ替えるための数値(C S V作成順番)を入力した後、並べ替えと不要な行・列を削除することで作成することが可能。  
また、勘定科目を追加した場合を除き、勘定科目コード、行区分及び階層番号は、入力不要。

留意点

勘定科目を追加した場合、勘定科目コード、行区分及び階層番号等を入力する必要があり、入力誤り(特に、勘定科目コード)に注意を要する。

# 標準フォームの掲載場所

中略

## 財務諸表のCSV形式データの作成方法

✔ (1) 概要

✔ (2) 各標準フォーム等

✔ (3) CSV形式データ作成に当たっての留意事項

✔ (4) 財務諸表CSV形式データの具体的な作成方法

✔ (5) 勘定科目コード検索ツール

✔ (6) CSVファイルチェックコーナー

✔ (7) 財務諸表のCSV形式データの提出方法

✔ (8) よくある質問

### 1. 財務諸表（貸借対照表）の勘定科目コード表及び標準フォーム

令和2年4月1日以後提出分



## 利便性向上施策等

### 利便性向上施策等一覧

施策名	概要	対象税目	適用開始時期（予定）
	<p>⑥ <a href="#">財務諸表のデータ形式の柔軟化</a> </p> <p>現状のデータ形式（XML形式）に加え、CSV形式による提出が可能となります。</p> <p>CSV形式データの作成に当たっては、「<a href="#">CSV形式データ作成に当たっての留意事項</a>」をご確認いただき、作成・提出をお願いします。なお、国税庁から「勘定科目コード」及び「標準フォーム」を提供しておりますので、「<a href="#">財務諸表のCSV形式データの作成方法</a>」をご確認ください。</p> <p>(注) <a href="#">ファイル形式を定める国税庁告示(平成30年国税庁告示第14号)</a>の概要 </p>	法人税	令和2年4月以後の申告

(参考)

[財務諸表のCSV形式データの作成方法](#)

[動画による財務諸表のCSV形式データの作成方法](#) 

[財務諸表のデータ形式の柔軟化（CSV形式）についてよくある質問](#)



標準フォーム(Excel形式)使用編

# 標準フォーム

あらかじめ各業種に応じた勘定科目名称と勘定科目コードが設定されているExcel形式の入力フォーム

- ① 貸借対照表
- ② 損益計算書
- ③ その他
  - ・ 製造原価報告書
  - ・ 株主資本等変動計算書
  - ・ 損益金の処分表
  - ・ 個別注記表
  - ・ 社員資本等変動計算書

## ポイント

- ・ 勘定科目の追加欄は30行用意されていますが、適宜、追加して作成することもできます。
- ・ 株主資本等変動計算書を効率的に作成することができます。

# 財務諸表【貸借対照表及び損益計算書】の業種

23種類の業種が用意されています。

該当する業種がない場合には、「一般商工業」のものを使用してください。

項番	業種	項番	業種
	全体版	12	電気通信事業
1	一般商工業	13	電気事業
2	建設業	14	ガス事業
3	銀行・信託業	15	資産流動化業
4	銀行・信託業（特定取引勘定設置銀行）	16	投資運用業
5	建設保証業	17	投資業
6	第一種金融商品取引業	18	特定金融業
7	生命保険業	19	社会医療法人
8	損害保険業	20	学校法人
9	鉄道事業	21	商品先物取引業
10	海運事業	22	リース事業
11	高速道路事業	23	投資信託受益証券

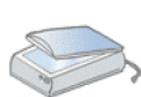
# **3 相続税申告**

# 相続税申告

## ポイント1 添付書類はイメージデータで送信可能

「戸籍の謄本」や「印鑑証明書」などの添付書類をイメージデータ（PDF形式）で送信することができます。

- ▶ 添付書類を**イメージデータ（PDF形式）**で送信することで、税務署に出向くことなく提出ができます。送信方法は次のとおりです。



読込



送信直前まで申告内容の差替え・訂正が可能♪

送信方法	内容	送信可能回数
① 同時送信方式	申告・申請等データの送信時に、添付書類のイメージデータ（PDF形式）を添付して、同時に送信する方法	1回
② 追加送信方式	申告・申請等データの送信後に、受信通知から別途、添付書類のイメージデータ（PDF形式）を追加で送信する方法	10回まで追加送信可能

※ 1回の送信当たり最大 136 ファイル、8.0MB のデータ容量を送信できます。「①同時送信方式」だけではデータ容量が不足する場合、「②追加送信方式」を行うことで、最大 11 回（8.0MB×11 回（88.0MB））まで送信が可能です。

### 新着情報

令和 4 年 4 月 1 日以後の e-Tax 申告については、①又は②の方法以外に**光ディスク等に添付書類のイメージデータ（PDF形式）を保存して提出**できるようになりました。

添付書類データをまとめて保存して提出できますので、是非ご活用ください。

- ※ 光ディスク等に保存するファイル数は 1,000 ファイル（1 ファイル当たり 50MB まで）まで可能です。
- ※ 提出に当たっては、e-Tax ホームページに掲載している「e-Tax による相続税申告の添付書類の光ディスク等による提出に当たっての留意事項」をご確認ください。

【掲載場所】 ホーム ⇒ 利用可能手続 ⇒ 相続税申告



留意事項はこちらから

国税庁ホームページに掲載されたリーフレット（抜粋）

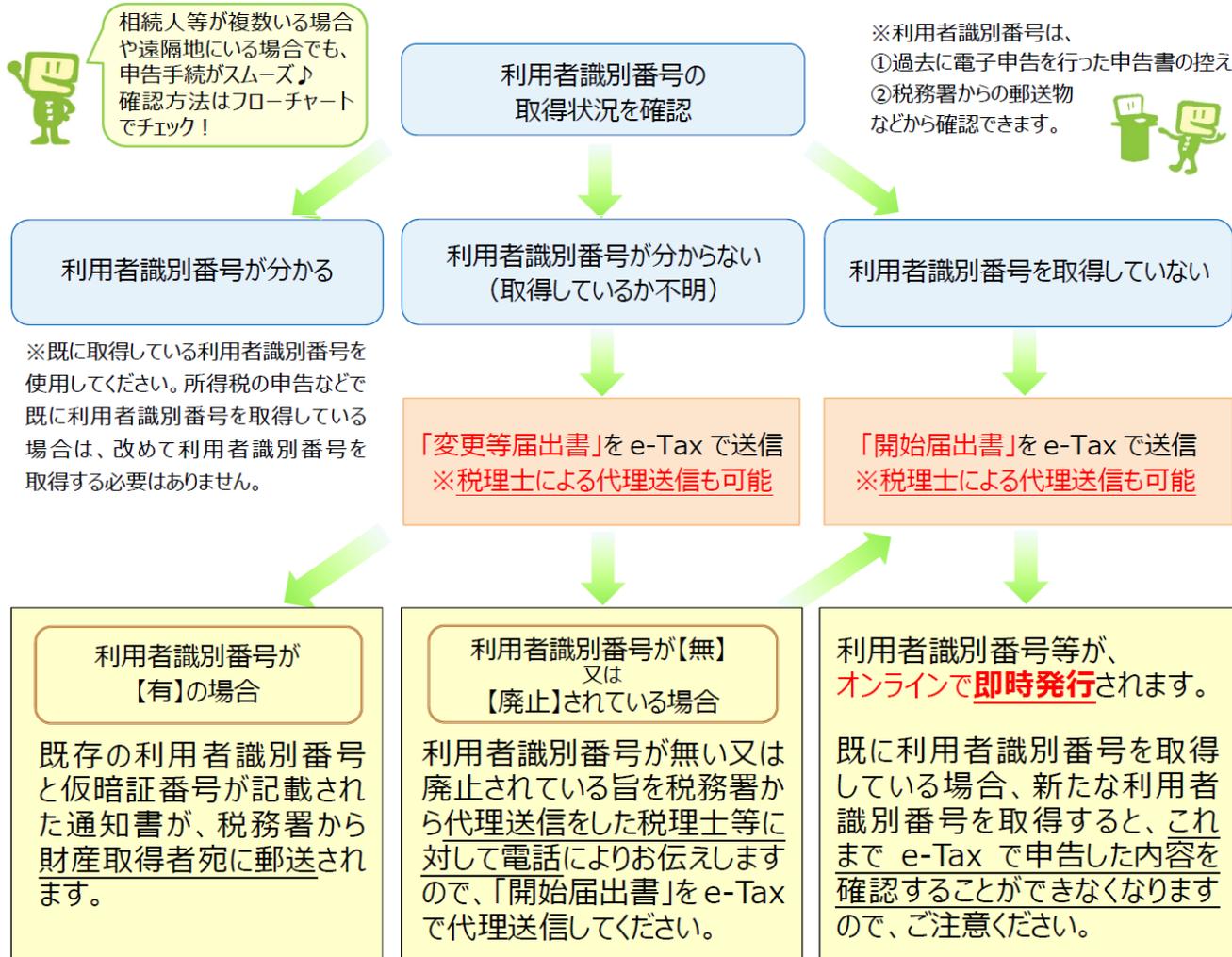
# 相続税申告

## ポイント3 財産取得者の利用者識別番号のみで申告可能

財産取得者（申告書を提出する方）の

- ・利用者識別番号の暗証番号
- ・電子証明書（マイナンバーカード等）
- ・本人確認書類

が全て不要です。



国税庁ホームページに掲載されたリーフレット（抜粋）

※ 「変更等届出書」及び「開始届出書」は財産取得者の住所地の所轄税務署宛に送信してください。

# 相続税申告

## 参考情報

「**相続税申告書の代理送信等に関するQ & A**」を**国税庁ホームページ**に掲載しています！

【掲載場所】 ホーム ⇒ 刊行物等 ⇒ パンフレット・手引 ⇒ 電子申告等関係



Q&A はこちら

事前準備、送信方法などに関するお問合せ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク **0570-01-5901**（全国一律市内通話料金）

受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00（休祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

税理士の皆さまへ

相続税申告は  
**e-Tax** をご利用ください



国税庁ホームページに  
掲載されたリーフレット  
(抜粋)

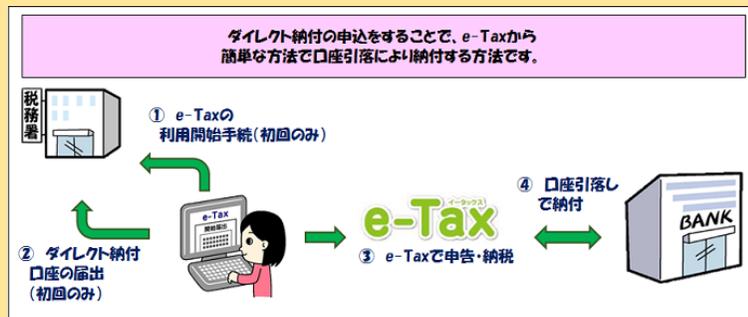
# **4 電子納付 (キャッシュレス納付)**

# 電子納付（キャッシュレス納付）

## ○ キャッシュレス納付の納付手段

### ダイレクト納付

パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落により納付する方法

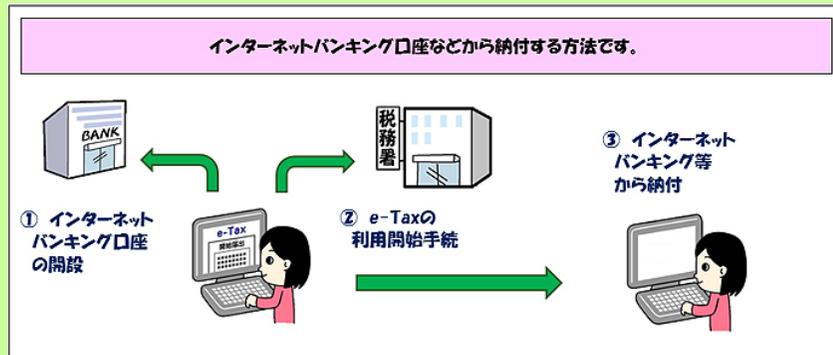


詳しくはこちら

★ 国税の届出（国税ダイレクト方式電子納税届出書）は税務署に提出

### インターネットバンキング等

インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法



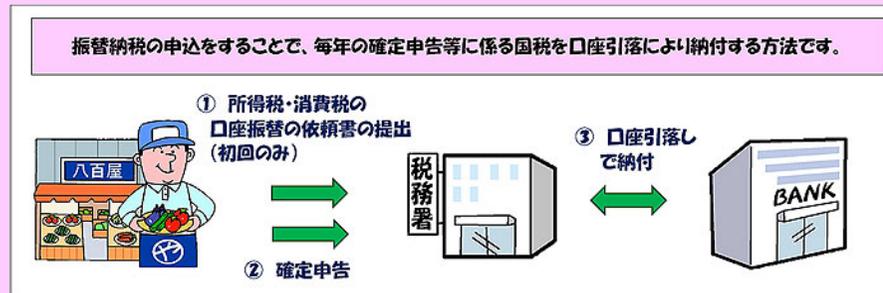
詳しくはこちら

# 電子納付（キャッシュレス納付）

## ○ キャッシュレス納付の納付手段

### 振替納税

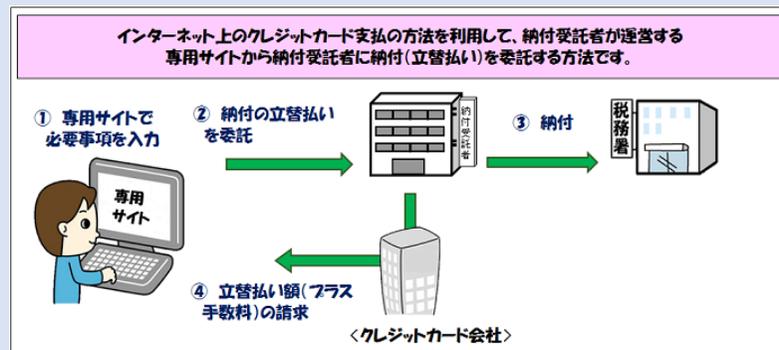
預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法



詳しくはこちら

### クレジットカード納付

「国税クレジットカードお支払サイト」(外部サイト)を利用して納付する方法



詳しくはこちら

### スマホアプリ納付（令和4年12月導入）

スマートフォンを使用した決済サービスにより納付する方法



詳しくはこちら

# 電子納付（キャッシュレス納付）

## ○ ダイレクト納付について

### メリット

- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がない
- 即時又は納付日を指定して納付することができる
- 納付する際に預貯金口座を選択できる
- インターネットバンキングの契約は不要
- 納期限前の計画的な納付（予納）が簡単にできる
- IDとPWのみで納付できる（電子署名が不要）

### 【利用可能税目（税金の種類）】

電子申告が可能な次の税目で利用可

源泉所得税、法人税、地方法人税、消費税及地方消費税、申告所得税、相続税、贈与税、酒税、揮発油税及地方揮発油税、印紙税、国際観光旅客税、石油ガス税、源泉所得税及復興特別所得税、申告所得税及復興特別所得税、復興特別法人税

（注） 納付情報登録依頼を行った場合は全税目利用可

### 【利用可能額】

利用金融機関により異なる

### 【利用可能時間】

e-Taxの利用可能時間内かつ利用金融機関のシステム稼働期間

（注） 詳細は国税庁ホームページをご確認ください。



# 電子納付（キャッシュレス納付）

## ○ ダイレクト納付について（参考）

e-Taxを既にご利用の方は、STEP 1・STEP 2 は必要ありません。

### STEP 1

#### e-Taxの利用開始手続

○ e-Taxホームページ「e-Taxの開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」から利用開始手続を行ってください。

※ ご案内にあたり、ご不明な点等があれば、ダイレクト納付についてよくある質問

[http://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qaindex/yokuaru\\_direct.htm](http://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qaindex/yokuaru_direct.htm) をご確認ください。⇒



### STEP 2

#### 納税用確認番号等の登録

○ e-Taxの利用開始手続時からダイレクト納付の利用までに、「納税用確認番号及び納税用カナ氏名・名称の登録」（必須）及び「メールアドレスの登録」（推奨）を行ってください。

### STEP 3

#### 利用届出書の提出

○ ダイレクト納付を利用される日の概ね1か月前までに、「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」を作成の上、納税地を所轄する税務署へ書面で提出してください。

〔オンライン提出〕※個人の方のみ

○ 個人の方は、「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」のオンライン提出が可能です。なお、オンライン提出分については、1週間程度で利用可能となります。

### STEP 4

#### ダイレクト納付利用可能のお知らせの確認

○ 税務署及び金融機関における登録作業が終了すると、e-Tax・eLTAXのメッセージボックスに登録完了メッセージが格納され、ダイレクト納付が利用可能となります。

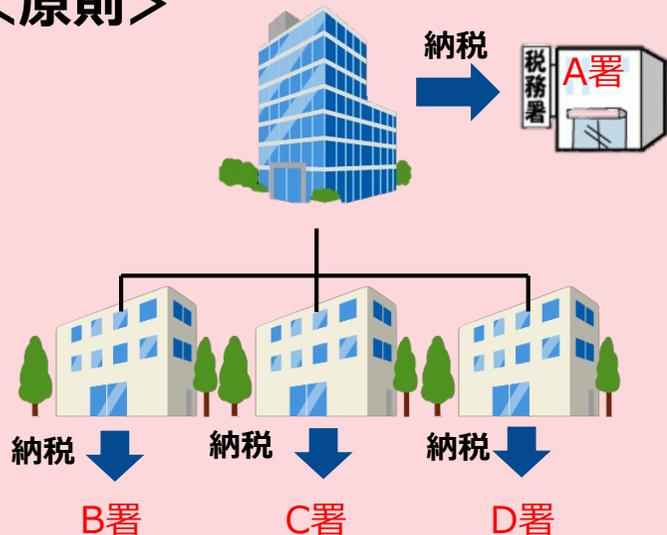
# 電子納付（キャッシュレス納付）

## ○ ダイレクト納付（グループ通算用）について

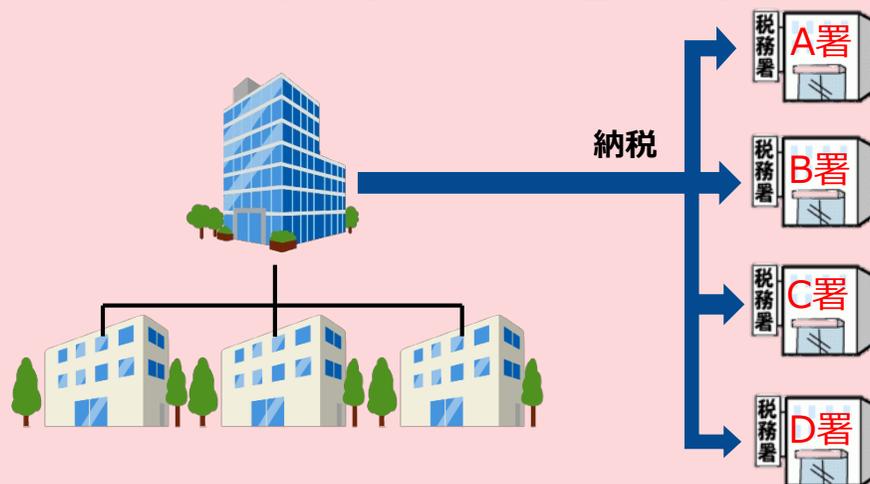
グループ通算制度

親法人及び子法人がそれぞれの管轄署へ申告及び納税

### <原則>



### <ダイレクト納付（グループ通算用）>



ダイレクト納税（グループ通算用）を利用することで、親法人が子法人の分をまとめて納付が可能



詳しくはこちら

# **5 e-Taxを利用した申告等 の周知について（協力依頼）**

# e-Taxを利用した申告等の周知（協力依頼）

## 周知内容

### 1 自宅からのe-Taxを利用した申告の周知

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、画面に表示される案内に沿って入力等を行っていただければe-Taxを利用した申告を行うことが可能

### 2 マイナンバーカードの積極的な取得及び利活用の周知

マイナンバーカードを利用したe-Taxによる確定申告や、マイナポータル連携を活用した確定申告手続等は、マイナンバーカードの利活用促進の観点からも重要

### 3 キャッシュレス納付の利用拡大

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からも、非対面の納付手続であるキャッシュレス納付は有効な手段

# e-Taxを利用した申告等の周知（協力依頼）

## 周知先及び周知用ツール

周知内容	税理士	企業	周知用ツール
		(関与先企業)	
1 自宅e-Tax	自身の従業員	(関与先) 企業の従業員	別添 1・2
2 マイナンバーカード	自身の従業員	(関与先) 企業の従業員	別添 2
3 キャッシュレス納付	自身の従業員	(関与先) 企業の従業員	別添 3

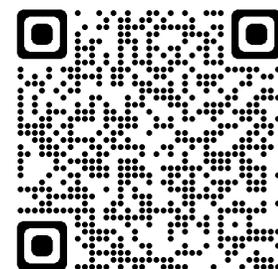
## 従業員等への周知方法

周知ツールを活用した具体的な周知方法の例

- ・ 従業員用のポータルサイトへの掲載やメールによる周知
- ・ 食堂等の従業員が集まる場所への掲示
- ・ 源泉徴収票の交付時に併せた周知

# さあ自宅でe-Tax！確定申告書等作成コーナーから

別添 1



さあ **自宅でe-Tax!** 作成コーナー  から

**確定申告書等作成コーナー** から

**自動計算**  
画面の案内に沿って入力するだけで作成・送信♪

**自動入力**  
マイナポータル連携でデータをまとめて入力♪

**自宅から**  
確定申告はご自宅で！スマホで申告できます♪

**「自宅からのe-Tax」5つのメリット!**

- 税務署への持参 **不要**
- 印刷・郵送代 **不要**
- 添付書類 **不要\***  
※一部の書類は除きます
- 確定申告期間の利用可能時間 **24時間いつでも**  
※メンテナンス時間を除きます
- 還付金 **早期還付**  
BANK
- 3週間程度で還付!  
書面提出の場合は1か月～1か月半程度で還付

確定申告書等作成コーナーの入力方法は動画でチェック

こちらからアクセス!  

スマホ申告  医療費控除  マイナンバーカード方式  確定申告 動画 

裏面もご確認ください

国税庁 法人番号7000012050002

確定申告書等作成コーナーの便利な機能はこちら♪

スマホで申告! カメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力!

   源泉徴収票の記載内容を自動入力!

パソコンで申告! スマホがICカードリーダライタの代わりに!

用意するものは次の2つ ICカードリーダライタ不要!

マイナンバーカード + スマートフォン

マイナポータルアプリをインストールするだけ!

令和4年分(令和5年1月以降)からさらに便利に!  
マイナンバーカードの読み取り回数が1回に!\*

①e-Tax登録情報の確認(読取1回目) → ②電子署名の付与(読取2回目) → ③e-Taxへのログイン(読取3回目) → ①e-Taxへのログインのみ!

※過去にマイナンバーカード方式で申告された方が対象です。

青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に!  
パソコンの画面もリニューアル!

 スマホ画面  パソコン画面

R4.8

# マイナポータル連携で確定申告書に自動入力

作成コーナー ×  マイナポータル

## マイナポータル連携で 確定申告書に自動入力！

証明書等のデータを一括取得し、自動入力できます。  
一度ご利用いただければ、そのメリットを実感！

令和5年1月以降の  
マイナポータル連携の自動入力対象はこちら

医療費	1年間分の情報が取得可能に！
ふるさと納税	公的年金等の源泉徴収票
国民年金保険料	生命保険
株式の特定口座	地震保険
	住宅ローン控除関係

今後も順次拡大予定！

給与所得の源泉徴収票    iDeCo    小規模企業共済等掛金    など

！ マイナポータル連携の詳細については、国税庁HPの「[マイナポータル連携特設ページ](#)」でご確認ください。

！ ご利用いただくためには、**事前設定**が必要です。事前設定については、[裏面](#)をご参照ください。

！ 証明書等の発行主体がマイナポータル連携に対応している必要があります。[発行主体の一覧](#)はこちら。  
(発行主体の一覧は随時更新してまいります。)

## ～マイナポータル連携の事前設定等～

！ **マイナンバーカードの取得**  
マイナポータル連携のご利用には、**マイナンバーカード**が必要です。

マイナンバーカードはメリットがいっぱい！！

- コンビニで各種証明書が取得可能
- 本人確認書類として使用可能
- 健康保険証と一体化
- 新型コロナワクチン接種証明書が取得可能
- 運転免許証と一体化予定(令和6年度末)

事前設定の専用ページ(マイナポータル)にアクセス  
事前設定は、取得したい証明書等の種類を選択していただき、**画面の案内に沿って進めるだけで事前設定が完了する専用ページ**を開設していますので、ぜひご利用ください。

スマートフォン画面    パソコン画面

！ 事前設定には、以下のものがが必要です。  
・マイナンバーカード  
・マイナンバーカード読取対応のスマートフォン(又はICカードリーダライタ)

！ 事前設定から、実際に証明書等のデータをマイナポータル連携により取得できるようになるまでに、数日を要することがありますので、前もっての設定をお願いいたします。

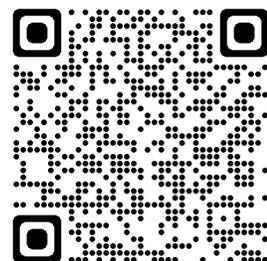
### 確定申告書等の作成

作成コーナー

このチラシには開発中の画面が書かれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

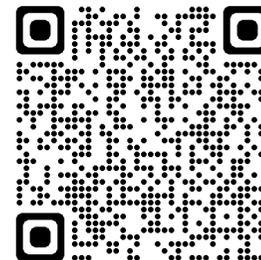
国税庁 法人番号7000012050002    R4.8

別添 2



# キャッシュレスで国税の納付ができます！

## 別添 3



### キャッシュレスで国税の納付ができます！

#### ◎キャッシュレス納付

- ・国税の納付は、①金融機関や税務署等の窓口に行く必要がなく、②自宅や事務所などから納付手続が可能な非対面の「キャッシュレス納付」が便利です。
- ・国税庁では次のとおり便利な納付の手続をご用意しておりますので、この機会に是非「キャッシュレス納付」のご利用をお願いします。

#### ◎キャッシュレス納付手段

##### ① ダイレクト納付



【こんな方におすすめ】  
e-Taxで申告されている方、源泉所得税など  
頻繁に納付手続をされている方

【納付方法】  
パソコンやスマホから簡単な操作で預貯金口座から  
の振替により納付  
【事前手続】  
e-Taxの開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の  
提出

##### ② 振替納税



【こんな方におすすめ】  
申告所得税や個人事業者の消費税の確定  
申告書を毎年提出する必要のある方

【納付方法】  
預貯金口座から自動的に引落し  
【事前手続】  
振替依頼書の提出  
※令和3年1月からe-Taxによる提出が可能になりました。

##### ③ インターネットバンキング

【納付方法】  
インターネットバンキング等による納付  
【事前手続】  
e-Taxの開始届出書の提出、インターネットバンキングの契約の締結

##### ④ クレジットカード納付

【納付方法】  
「国税クレジットカードお支払サイト」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付手続  
※ 納税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は国の収入になるものではありません）。